

平成23年新司法試験の実施日程等に関する意見募集の結果について

第1 意見数 44件

(受験者17件, 法科大学院関係者4件, 法曹関係者1件, その他22件)

※ 「受験者」には, 新司法試験合格者及び法科大学院生も含まれます。

「法科大学院関係者」は, 法科大学院・大学等の機関又はその研究者を指します。

「その他」には, 不明のものを含まれます。

第2 意見の取りまとめ方法

新司法試験の論文式試験における民事系科目の問題数を現行の2問から3問に変更することに関する意見, 論文式試験における必須科目の試験時間を2時間毎(問題毎)に分割することに関する意見, 及びその他の意見に分けて, 取りまとめています。なお, 意見の引用に当たっては, 整理・要約しています。

また, 複数の項目にわたる意見が記載されている場合には, それぞれの項目において1件として計上しています。

第3 意見の概要

1 論文式試験における民事系科目の問題数を現行の2問(100点配点の問題1問と200点配点の問題1問)から3問(いずれも100点配点)に変更することに関する意見

○ 賛成(34件)

(主な理由等)

- ・ 大大問は, 時間配分が難しく, じっくりと論理立てて思考することが妨げられ, あるいは, 重要な部分の論述が十分にできない。
- ・ 大大問は, 事前に法律分野の組合せが分からないため, 事前準備が困難である。
- ・ 大大問は, 融合問題とするために出題の自由度(出題範囲・分野)が制約される上, そのために受験者がいわゆる「ヤマを張る」勉強をする。問題数の変更によって, 遺憾なく事例問題を問うことができ, 新司法試験の趣旨に沿った出題が可能となる。
- ・ 大大問は, 融合問題とするために事実関係がいたずらに複雑になる上, 実際の訴訟で問題になることの少ないような不自然な事例になっている。
- ・ 従来のだ大大問の内容は, 実際には各法律分野が小問で区切られているなど, 融合が不十分であり, 大大問として出題する意味がない。
- ・ 問題数が3問となっても, 融合問題の作成は妨げられないから, 大大問を維持する利点は少ない。
- ・ 民事系科目のみで複合問題を出題する利点があるとは思えない。
- ・ 4時間の試験時間は負担が大きい。(2を参照)

(賛成に関連する意見)

- ・ あらかじめ, 問ごとの法律分野(民法, 商法, 民事訴訟法)を明示してほしい。

- 反対（3件）
（主な理由等）
 - ・ 時間割の変更によって受験者をいたずらに惑わせる上、限られた時間内で答案を作成する事務処理能力を測る上で有害である。
 - ・ 科目を細分化することによって、司法制度改革審議会意見書が新司法試験の在り方として目指した、広い範囲での現実的な問題解決能力を試すということが困難になる。
 - ・ 思考力、判断力等を判定するには長時間の解答時間を確保することが重要であり、また、実務に即した出題とするには融合問題の出題が好ましいが、これらが困難となる。
- どちらでもよい。（1件）
- その他（1件）
 - ・ 年度によって3問での出題を行うことがあり得るとしても、大大問による出題の可能性を残しておくべきである。仮に3問での出題とする場合にも、各法律分野別の出題に固定するのではなく、例えば、民法の問題点を中心としつつ、他の民事法にもかかわるような問題等を出題するように工夫すべきである。

2 論文式試験必須科目の試験時間を2時間毎（問題毎）に分割することに関する意見

- 賛成（35件）
（主な理由等）
 - ・ 4時間の試験時間は、集中力を維持できる範囲を超えている上、体力的に負担が大きい。特に体力で劣る者や生理中の女性には負担が大きい。
 - ・ 4時間の試験時間では、試験時間中に服薬やトイレのために離席せざるを得ず、解答時間が削られる。
 - ・ 4時間の試験時間では、時間配分が難しく、時間配分の巧拙という受験技術で差が付いてしまう。
 - ・ 法科大学院でも4時間の試験は行っていない上、答案練習のために4時間のまとまった時間・場所を確保することは困難である。
 - ・ 従来の出題は、第1問と第2問とが独立しており、連続して解く意味がない。
 （賛成に関連する意見）
 - ・ あらかじめ、問ごとの法律分野（憲法、行政法など）を明示してほしい。
 - ・ 各問につき、2時間で解答できる出題としてほしい。
 - ・ 小憩は30分以上設けてほしい。
 - ・ 休憩時間を長くせず、できるだけ早く帰宅できるようにしてほしい。
 - ・ 選択科目も2時間にしてほしい。
 - ・ 問別の得点を通知してほしい。
- 反対（5件）
（主な理由等）
 - ・ 時間割の変更によって受験者をいたずらに惑わせる上、限られた時間内で答案を作成する事務処理能力を測る上で有害である。

- ・ 公法系科目・刑事系科目についても、大大問の出題の可能性を残すべきである。
- ・ 試験の終了時間が延びること、実務でも時間配分の能力が必要であることに加え、自らは4時間の試験時間の方が解答しやすい。
- ・ 科目を細分化することによって、司法制度改革審議会意見書が新司法試験の在り方として目指した、広い範囲での現実的な問題解決能力を試すということが困難になる。
- ・ 思考力、判断力等を判定するには長時間の解答時間を確保することが重要であり、また、実務に即した出題とするには融合問題の出題が好ましいが、これらが困難となる。

3 その他の意見

- 早急に決定の上、公表してほしい。(3件)
- 論文式試験の第3日目は、午後からの開始のままにしてほしい。(2件)
- 短答式試験と論文式試験との間に中日を設けてほしい。(1件)
- 論文式試験の試験日程を1日延長して、1日の試験時間を短縮してほしい。(1件)
- 土曜日・日曜日だけで試験を実施してほしい。(2件)
- 問題数の変更と試験時間の分割には、司法試験法の改正を要する。(1件)

第4 意見の取扱い

提出いただいた御意見につきましては、司法試験委員会において検討を行うに当たり、参考資料とさせていただきます。御協力ありがとうございました。